

# 政府における統計データの 利用促進に関する取組状況と課題

平成23年11月11日

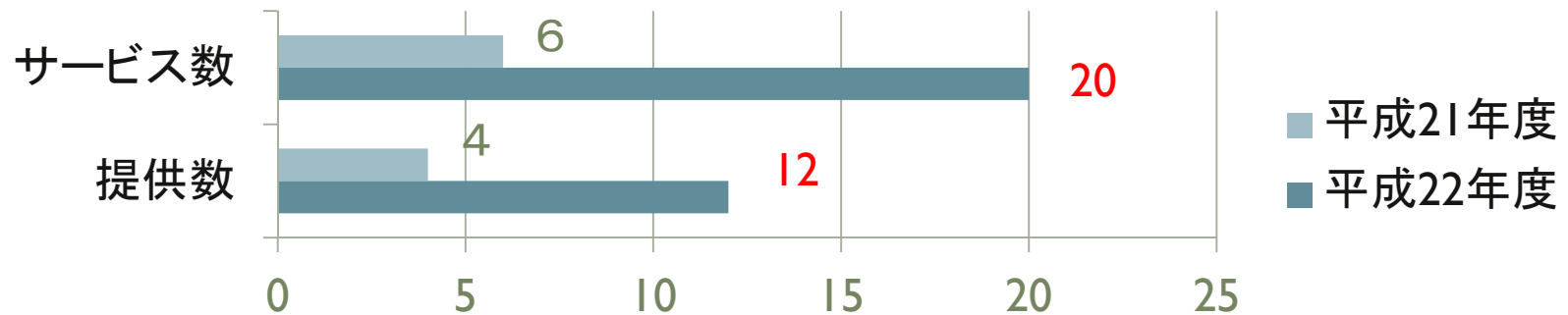
総務省政策統括官（統計基準担当）付  
統計企画管理官付 森 省吾

## 目次

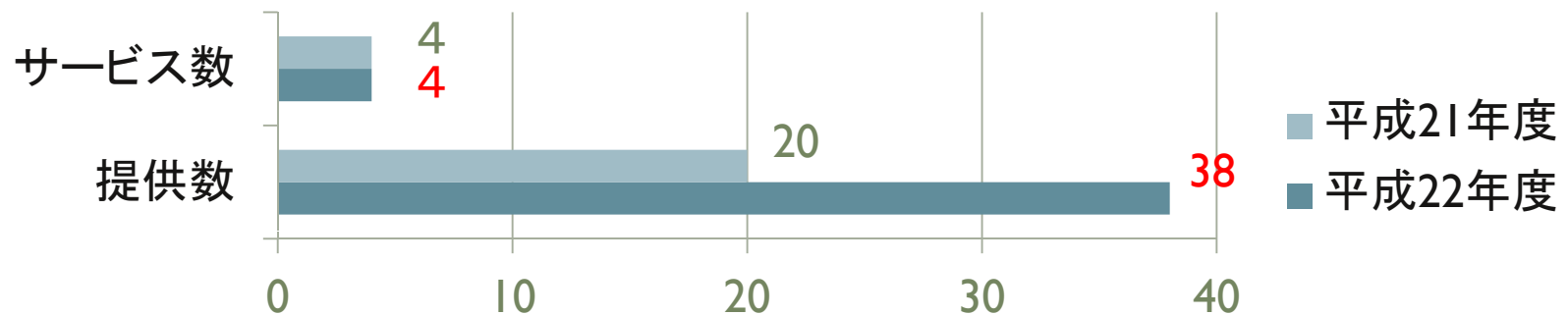
- サービス数の推移、提供実績
- 様々な意見・要望
- 政府の取組
- 課題の整理
- 今後の予定

# サービス数の推移、提供実績

## □ オーダーメイド集計



## □ 匿名データ



## 様々な意見・要望

- 統計法施行状況に関する審議結果報告書(22年9月、23年9月);内閣府統計委員会
- 「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(23年4月);行政刷新会議
- 新たな情報通信技術戦略(IT新戦略)・工程表(22年5~6月);IT戦略本部
  - 情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会報告書
  - 情報通信技術活用のための規制・制度に係る対処方針
- 統計ニーズに係るアンケート(22年10月~);総務省  
政策統括官

# 様々な意見・要望

## □ 対象調査の拡大・遡及

- ・提供している統計調査が少ない。もっと拡大してほしい。
- ・最近のデータを利用したい。データが古い。(もっと古いデータもほしい。)

## □ 手続き・レスポンス

- ・手続きが煩雑。
- ・提供まで時間がかかりすぎる。

## □ もっと高度なサービスを

- ・異なる統計調査を連結して利用できるようにしてほしい。
- ・集計項目を選ぶだけですぐに結果をダウンロードできるようにしてほしい。

## □ 利用できるが使いにくい・有用性が低い

- ・地域区分をもっと細分化してほしい。
- ・大学の授業で利用しにくい。(ファイル1名に1枚、高価、厳重な管理)

## □ 利用したくても利用できない

- ・国民共有の資産。研究者だけでなく、一般国民にも開放してほしい。
- ・ビジネス目的で利用したい。



提供者次第

技術上の問題  
秘匿上の制限  
制度上の問題

# 政府の取組

- 統計データの二次的利用促進に関する研究会
  - ニーズの正確な把握  
利用者ごとにニーズは異なっており、その整理が必要。
  - 原則の確認  
二次的利用制度として守るべき原則を整理。
  - 諸外国における二次的利用制度の把握  
最新情報の把握
- 現行法の下で対応可能な見直し(23年度末)
- 制度改正(法令改正)を伴う施策の見直し(24年度末)

## 課題の整理

- 二次的利用制度で対応するものか、既存の公表ベースで対応できないのか？



# 課題の整理

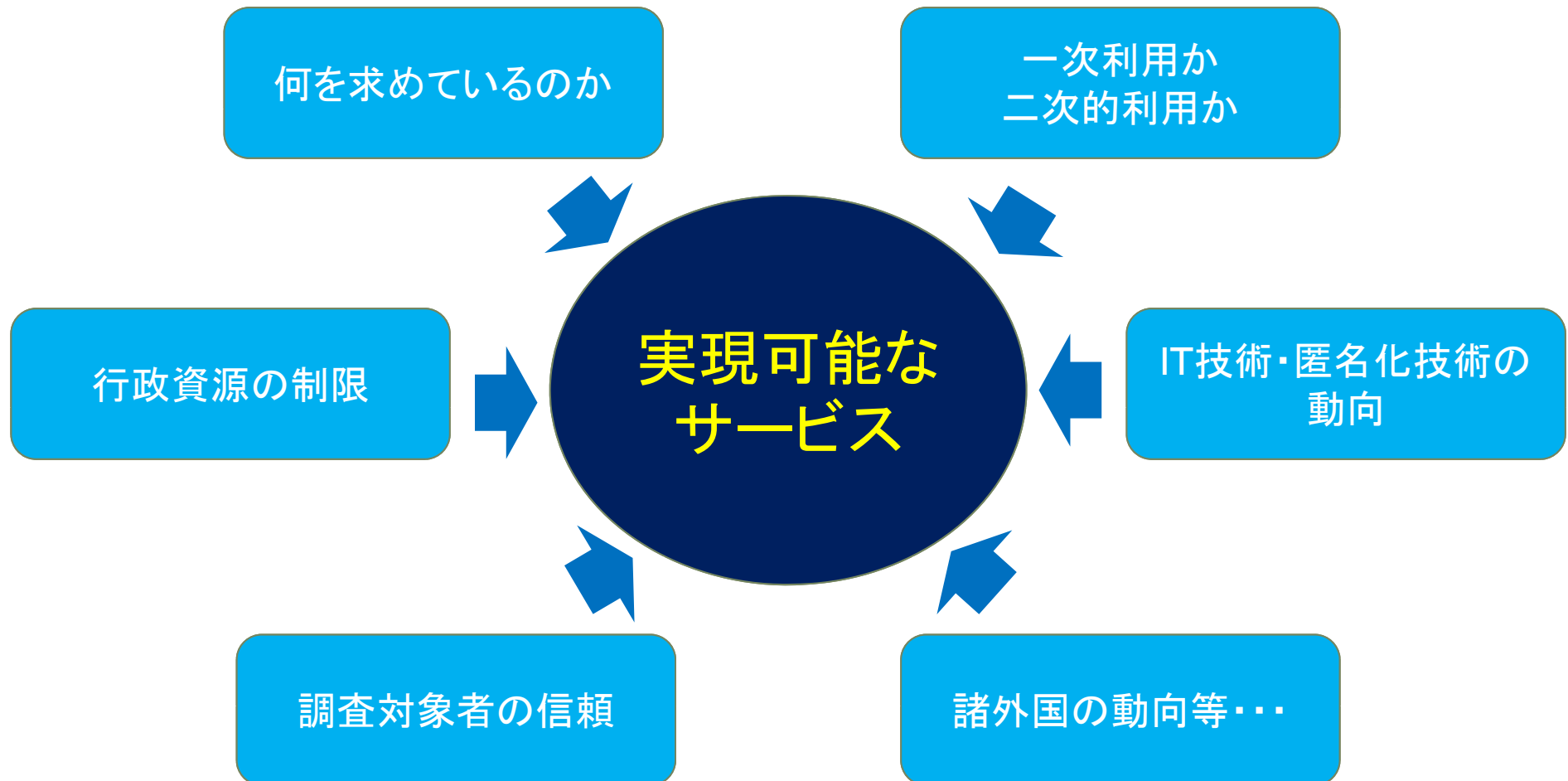
## □ 既存統計で対応できない場合

サービスの種類	元データ	利用方法	パターン	集計者	集計結果の確認
データの提供 (データ自体を利用して、または参照して集計を行う)	調査票情報	直接利用	持ち帰り型・ダウンロード型	自ら集計	審査なし(自己責任)
			オンサイト利用		審査あり
	匿名データ	間接利用	リモートアクセス(参照のみ。ダウンロード、印刷不可能)	自ら集計	審査あり
				集計依頼	
集計結果の提供 (オーダーメイド)	調査票情報	利用できない	職員手作業型	サービス提供側	審査あり
			プログラム送付型		審査あり
	リモートアクセス集計型		個票データから集計	審査あり(職員・システム)	
			中間生成物から集計	審査あり	
			既に集計した結果から提供	審査あり(審査済)	

## □ その他のオプション

事前研修、罰金・ペナルティ

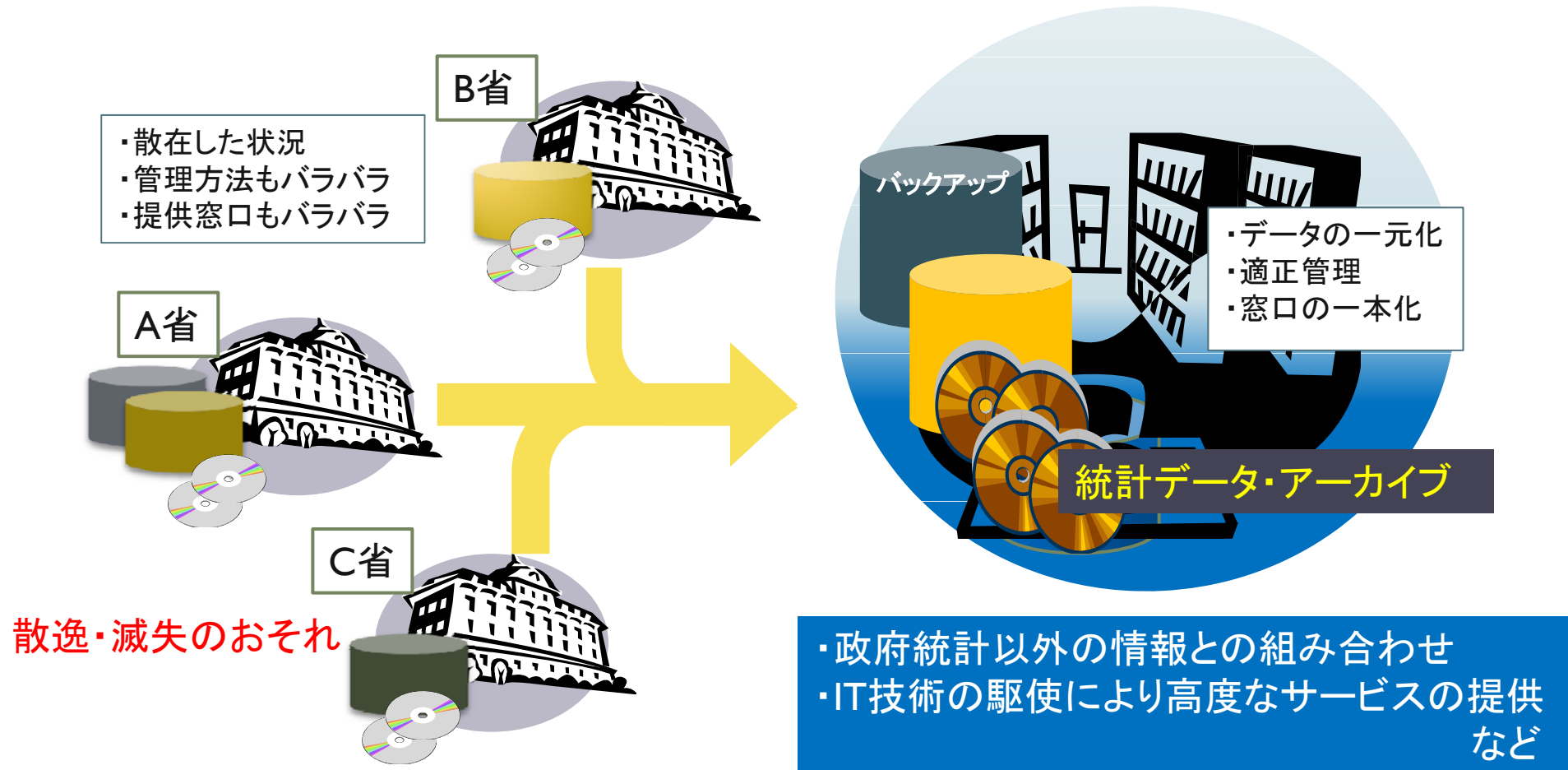
# 課題の整理





# 今後の予定

## □ 統計データ・アーカイブ構想



ご静聴ありがとうございました。

総務省政策統括官(統計基準担当)付

森 省吾

S-2jiriyou@soumu.go.jp



政府統計